



自然災害見舞金

●地震や風水害などの自然災害による損害は、共済金の支払対象となっておりませんが、当組合が積み立てる【自然災害積立金】の中からお支払いします。

(1) 見舞金をお支払いする災害

★地震等…地震、噴火、またはこれらによる津波などにより生じた損害

★風水害等…水災、風災、ひょう災、雪災により生じた損害

(2) 見舞金の支払基準…見舞金の額は、損害の割合に応じ下表のとおり支払うものとします。

■自然災害により生じた損害(最高10万円を限度)

区分	損害程度	一口あたりの見舞金	支払限度額
全損	建物または動産が70%以上を焼失・損壊もしくは流失した場合	3,000円	ただし、1災害につき建物と動産を合わせて 10万円を限度 とします。
半損	建物または動産が20%以上70%未満を焼失・損壊した場合	1,500円	
一部損	建物または動産の損害額が20万円を超え、かつ半損に該当しない場合	300円	
床上浸水	床上に浸水または土砂が流入し、日常生活を営むことができない場合		
水ぬれ損	建物の天井、壁、床および動産に水もれが生じ、補修のために経費を要した場合	100円	ただし、 損害額を限度 とします。

※新規契約(再契約含む)月数が1年未満の場合は、支払額の50%を減じた額を支払います。

※この見舞金は、積み立てた見舞金の総額を超える規模の災害が発生した場合は、「支払基準」を災害の状況に応じて設定し、支払額を減額する場合があります。